



令和2年7月18日
午後6時45分発表
第三管区海上保安本部

中国海洋調査船「大洋号」の視認について（第10報）

- 1 中国海洋調査船「大洋号」の昨日（17日）午後2時以降の動静は、本日午前11時頃、沖ノ鳥島の南約270キロメートルの我が国排他的経済水域内において、昨日（17日）午前9時20分頃、船尾から海中に投入した観測機器様のものを揚収しました。
同調査船が観測機器様のものを揚収するまでの間、当庁巡視船から「我が国の排他的経済水域において、我が国の事前の同意のない調査活動は認められない。調査の中止を求める。」旨の中止要求を無線及び電光掲示版（停船命令等表示装置）により実施しました。
- 2 その後、同調査船は同位置から南西方向に航行し、本日午後5時41分頃、沖ノ鳥島南南西約370キロメートルにおいて、我が国排他的経済水域を出域しました。
- 3 以後、同調査船の動静に特異動向を認めなければ、本報をもって最終報といたします。